

## 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が取扱う有料広告（以下「広告」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象とするものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会が所有する建物等
- (2) その他媒体として活用可能なもの

(広告掲載の要件)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に掲げる営業に該当するもの

- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 意見広告

(6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(7) 個人の氏名広告

(8) あたかも協議会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの

(9) その他掲載する広告として適当でないと協議会が認めるもの

(広告の規格、掲載料等)

第4条 広告の規格、広告掲載料、作成方法等は、当該広告対象毎に別に定めるものとする。

(広告掲載の申込)

第5条 広告掲載の申込みを希望する者は、協議会広告掲載申込書（様式第1号）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出する。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、前条の申込みがあったときは、その掲載の可否を第3条の規定により決定し、協議会広告掲載承諾書（様式第2号）により通知する。

(広告主の責務)

第7条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告の内容に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において、解決しなければならない。

3 広告の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の支払)

第8条 広告主は、会長が指定する期日までに広告掲載料を支払うものとする。

2 広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(掲載の中止、取消)

第9条 会長は、次の各号の一に該当した場合は、広告掲載を中止又は取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の支払いがなかったとき
- (2) 虚偽の広告掲載等をしたとき
- (3) 第3条の各号の一に該当したとき
- (4) その他会長が広告の掲載が適切でないと判断したとき  
(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。